

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0831第11号」により、下記検査項目において一部変更が通知されましたのでご案内致します。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

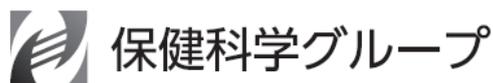
適用日

平成30年9月1日より適用

条件が追加された項目

● BRCA1／2遺伝子検査

・・・受託体制調整中



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

● 改訂内容

適用日:平成30年9月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
BRCA1/2 遺伝子検査 ※	20200 点	血液学的検査 (判断料:125 点)	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (2,100 点×2 回) + D006-4 遺伝学的検査の 3. 処理が極めて 複雑なもの (8,000 点×2 回)	BRCA1/2 遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。 ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2 遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。 イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。 エ <u>本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</u>

※下線部が「保医発0831第11号」により改訂された内容になります。

※平成30年7月31日厚生労働省保険局医療課「事務連絡」により、検査項目名称が「BCACAnalysis診断システム」から「BRCA1/2 遺伝子検査」に改正されています。